

公園の行為使用におけるご案内

公園を使用するにあたって、イベントの開催や物品の販売、写真や映画などの撮影を行う場合は、以下のような手続きと使用料が発生します。

他の申請団体と日程が重複してしまう場合もございますので、手続き前に一度下記までにご連絡下さい。公園使用目的外や内容によっては許可できない場合もございますのでご了承下さい。

○必要となる申請書類

- ①公園行為許可申請書（様式1）
- ②使用予定場所の範囲がわかるもの（平面図）
- ③使用予定場所の面積
- ④予定しているイベント等の詳細がわかるもの（チラシや要綱）

○申請が必要となる使用内容と使用料、申請書類（浜松市都市公園条例第3条関係）

使用内容	単 位	金 額	必要書類
a.募金その他これらに類する行為	1人 1日につき	108円	①、②
b.業として写真、映画又はテレビジョン撮影	1件 1日につき	4,320円	①、②
c.物品の販売又は興行	使用面積 1㎡ 1日つき	54円	①、②、③、④
d.展示会、博覧会、競技会、集会その他類する催し	使用面積 1㎡ 1日つき	21円	①、②、③、④

*②、③は一緒の用紙でも構いません。

○使用にあたっての注意事項

- ・申請内容に偽りがあった場合は、取消又は変更となります。
- ・利用者の安全を第一に考え必要な措置を図るとともに、他の利用者又は近隣に迷惑をかけないようにすること。
- ・混雑が予想される催しを行う場合は、警備員や誘導員の確保をすること。
- ・使用後の現状復旧に係る費用は、申請団体の全額負担となります。

○問合せ先

一般財団法人浜松公園緑地協会

住所 浜松市中区上島3丁目27-12

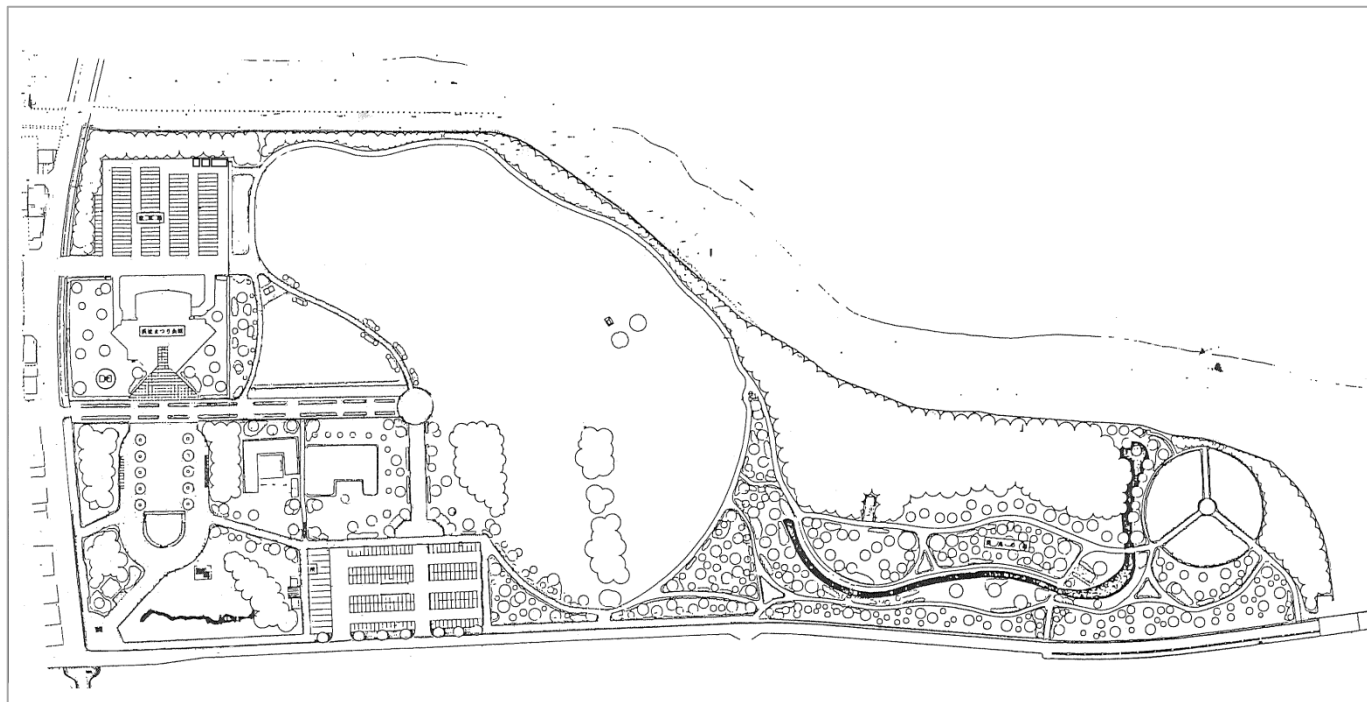
TEL 053-411-6687 FAX 053-464-7274

様式 1

平成 年 月 日			
(指定管理者) 浜松公園緑地協会・三幸株式会社			
代 表 一般財団法人浜松公園緑地協会 理 事 長 右 崎 正 敏 様			
申請者 住 所			
(所在地)			
氏 名		印	
(名称及び代表者氏名)			
電話番号又は連絡先			
公園行為許可申請書			
公園内において行為の許可を受けたいので、浜松市都市公園条例第 3 条 1 項の規定により次のとおり申請します。			
記			
都市公園名		施設名	
行為の目的			
行為の内容		人 員	
行為の日又は期間	年 月 日 時 ~ 時		
	年 月 日 ~ 年 月 日	日間	
行為の範囲			
原状回復の方法			
入場料徴収の有無及びその額			
その他			

- 注 1 行為の内容がわかる計画書、図面等を添付してください。
2 工作物の設置を伴う場合にあつては、当該工作物の設計書、仕様書、配置図等を添付してください。

遠州灘海浜公園平面図（公園行為使用関係）



*簡単で結構ですので、使用場所がわかるように○等で記載して下さい。

*使用内容 c・d については、わかる範囲でこちらに面積を記載して下さい。
不明な場合は、お問い合わせください。

--